

## 要除却認定申請 添付図書

省令：マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則

細則：横浜市マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則

要綱：横浜市マンションの建替え等の円滑化に関する法律の施行に係る要綱

### ■法第 102 条第 2 項第一号（耐震性不足）

|   |                             |
|---|-----------------------------|
| ・申請書（正副）（様式第 11）<br>※木造部分がある場合は様式第 12 も添付）                              | 省令第 49 条第 1 項               |
| ・当該認定の申請を決議した集会の議事録の写し  | 省令第 49 条第 1 項第一号            |
| ・以下のいずれかの者が証する書類又はその写し<br>(1) 耐震判定委員会 ※判定書、評定書等<br>(2) 市長が委員会と同等以上と認める者 | 細則第 2 条第 1 項 (1)<br>要綱第 3 条 |
| ・マンションの付近見取図、配置図、各階平面図  | 細則第 2 条第 1 項 (2)            |
| ・その他市長が必要と認めるもの   | 細則第 2 条第 1 項 (3)            |

### ■法第 102 条第 2 項第二号・第五号（火災安全性不足・バリアフリー不適合）

|   |                  |
|---|------------------|
| ・申請書（正副）（様式第 11）  | 省令第 49 条第 2 項    |
| ・当該認定の申請を決議した集会の議事録の写し  | 省令第 49 条第 2 項第一号 |
| ・当該マンションが法第 102 条第 2 項第二号若しくは第五号の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを証する書類<br>⇒要除却認定実務マニュアル 5.2 の調査報告様式（参考様式）を参照 | 省令第 49 条第 2 項第二号 |
| ・マンションの付近見取図、配置図、各階平面図  | 細則第 2 条第 2 項 (1) |
| ・その他市長が必要と認めるもの   | 細則第 2 条第 2 項 (2) |

### ■法第 102 条第 2 項第三号・第四号（外壁等剥落危険性・配管設備腐食等）

|  |                  |
|--|------------------|
| ・申請書（正副）（様式第 11）   | 省令第 49 条第 2 項    |
| ・当該認定の申請を決議した集会の議事録の写し   | 省令第 49 条第 2 項第一号 |
| ・当該マンションが法第 102 条第 2 項第三号若しくは第四号の国土交通大臣が定める基準に該当することを証する書類<br>⇒要除却認定実務マニュアル 5.2 の調査報告様式（参考様式）を参照 | 省令第 49 条第 2 項第二号 |
| ・マンションの付近見取図、配置図、各階平面図   | 細則第 2 条第 2 項 (1) |
| ・その他市長が必要と認めるもの  | 細則第 2 条第 2 項 (2) |